

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年8月6日(火) 号外第67号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (34) (市町村課) . . . . . 3
-------	---

———公布された条例のあらまし———

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 市町村等が処理する事務について定めた規定中引用する不当景品類及び不当表示防止法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、令和6年10月1日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第34号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 40%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第25条第1項</u>の規定による報告等の命令及び立入検査等</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第25条第1項</u> の規定による報告等の命令及び立入検査等	鳥取市	略		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事務</th> <th style="width: 40%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第29条第1項</u>の規定による報告等の命令及び立入検査等</td> <td style="text-align: center;">鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第29条第1項</u> の規定による報告等の命令及び立入検査等	鳥取市	略	
事務	市町村等																
略																	
19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第25条第1項</u> の規定による報告等の命令及び立入検査等	鳥取市																
略																	
事務	市町村等																
略																	
19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第29条第1項</u> の規定による報告等の命令及び立入検査等	鳥取市																
略																	

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。